

第76回定時株主総会 インターネット開示事項

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 株主資本等変動計算書
3. 個 別 注 記 表

太平洋物産株式会社

上記書類は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

業務の適正を確保するための体制

○ 基本的な考え方

事業目的の達成を支援し、企業の社会的責任の取り組みを有效地に発揮させる内部統制の目的は、コンプライアンスの確保・財務報告の信頼性確保・業務の効率化等にあります。それらを有効なものとして定着させ、運用していくためには、コーポレート・ガバナンスの確立と全社的に法令順守とリスク管理を企業風土として定着させることが重要な課題と考えております。

○ 整備状況

内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための企業倫理行動指針として「行動規範」を制定し、取締役会が任命する者で構成される「コンプライアンス委員会」（月1回開催）を中心として、この「行動規範」が企業風土に定着する努力を絶えず行うことにより、法令及び定款に適合した業務が行われる体制をとっております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例取締役会を月1回開催し、法令または定款に定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに業績・業務の執行状況の把握を行うとともに懸案事項が生じた時は、適時臨時取締役会を開催することにより、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会を定期的に開催することで、当社の業務執行の状況について意見を交換するとともに、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議に出席し、ヒアリング及び積極的に発言することで、法令及び定款に沿う業務執行等についての監査機能を確保する体制をとっております。

(4) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、従業員44名程度の小規模会社であることから、専属の従業員を配置しておりませんが、監査役の必要に応じて内部監査室が連携する体制をとっております。

(5) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が、当社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実等について監査役に報告する体制、及び監査役から要請がある場合にその事実を速やかに報告する体制をとっております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会が任命する者で構成される「危機管理委員会」を設置し、発生しうる様々な危機に関する予防策を講じ、また、発生時の体制を整えております。

○ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務部を窓口として、警察、弁護士等の関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体など外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

○ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めています。さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化を図っております。

(2) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする営業会議を毎月1回開催し、各部門がおかれている現状についての情報交換を行い、問題点についての共有化を図っております。

(3) 当社の監査役は、当社の重要な会議に出席したほか、取締役や役職員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(4) 取締役会が任命する者で構成される「危機管理委員会」において、当社を取り巻く環境の変化により生じうるリスク、その発生時の対応について討議しております。

(5) 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を行っております。

株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本									自 株 己 式	株主資本合計		
	資本剩余金		利 益 剰 余 金					利 剰 合	余 益 金 計				
	資 本 金	資 準 備 金	利 準 備 金	利 益	そ の 他 利 益	利 剰 余 金							
平成27年10月1日残高	1,269,897	1,231,838	123,200	17,356	3,050,000	△5,366,921	△2,176,364	△852	324,518				
事業年度中の変動額													
新株の発行	75,078	75,078	—	—	—	—	—	—	—	—	150,156		
当期純損失	—	—	—	—	—	—	△508,789	△508,789	—	—	△508,789		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
事業年度中の変動額合計	75,078	75,078	—	—	—	—	△508,789	△508,789	—	—	△358,633		
平成28年9月30日残高	1,344,975	1,306,916	123,200	17,356	3,050,000	△5,875,711	△2,685,154	△852	△34,115				

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年10月1日残高	15,579	△76,858	△61,278	263,239
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	150,156
当期純損失	—	—	—	△508,789
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△15,428	74,852	59,423	59,423
事業年度中の変動額合計	△15,428	74,852	59,423	△299,210
平成28年9月30日残高	150	△2,006	△1,855	△35,970

個別注記表

記載金額に関する注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更等に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、この結果、当事業年度の営業損失、経常損失及び当期純損失に与える影響額はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないもの並びに子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

鋼材商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

大豆商品及び菜種商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法によって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異（数理計算上の差異に相当する額を含む）は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

売掛金	2,194,112	千円
建物	94,956	千円
土地	165,123	千円

上記に対応する債務

短期借入金	8,223,756	千円
-------	-----------	----

2. 有形固定資産の減価償却累計額

248,978 千円

3. 輸出手形割引高

9,508 千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

金銭債権

売掛金	26,138	千円
金銭債務		
未払費用	316	千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	480,907 千円
営業取引以外の取引による取引高	8,156 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数 普通株式 13,282,197 株

2. 自己株式数 普通株式 6,272 株

3. 剰余金の配当

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

①流動資産	
事業税等	2,897千円
繰延税金資産小計	2,897千円
評価性引当額	△2,897千円
繰延税金資産合計	-千円

②固定資産

貸倒引当金	14,988千円
退職給付引当金	55,565千円
株式等評価損	16,434千円
繰越欠損金	2,182,321千円
その他	8,161千円
繰延税金資産小計	2,277,470千円
評価性引当額	△2,277,470千円
繰延税金資産合計	-千円

(2) 繰延税金負債

固定負債

固定資産圧縮積立金	9,440千円
その他有価証券評価差額金	71千円
前払年金費用	34,791千円
繰延税金負債合計	44,303千円

(3) 繰延税金負債の純額

44,303千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融取引に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として銀行借入によることを基本的な取組方針としております。資金需要の内容によっては、社債発行及び増資等によりその資金を貰うなど、最適方法により調達する方針であります。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、レバレッジの効く投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には輸入に伴う外貨建債務があり、為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、返済日は最長で決算日後1年以内であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務や外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における取引担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決済担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

(注) 2. 参照

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,686,871	2,686,871	—
(2)受取手形	18,032	18,032	—
(3)売掛金	3,294,557	3,294,557	—
資産計	5,999,460	5,999,460	—
(1)支払手形	246,164	246,164	—
(2)買掛金	899,792	899,792	—
(3)短期借入金	8,818,616	8,818,616	—
(4)未払費用	549,669	549,669	—
(5)長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む）	114,201	114,201	—
負債計	10,628,444	10,628,444	—
(6)デリバティブ取引※	(2,006)	(2,006)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1)支払手形、(2)買掛金、(3)短期借入金、(4)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率（借入期間の残存期間及び信用リスクを加味した利率）で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	234,850	—	(注)2.
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,143,689	—	△3,662
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	405,248	—	1,656

(注)

1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

2.為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式※	5,128
投資事業有限責任組合等出資金※	3,794

※ 非上場株式・投資事業有限責任組合等出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額 135,592 千円

持分法を適用した場合の投資の金額 118,354 千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 32,739 千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △ 2円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △42円34銭 |

重要な後発事象に関する注記

(重要な株式併合)

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、平成28年12月27日開催予定の第76回定時株主総会に単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することいたしました。

この単元株式数の変更にあたり、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を1株とする株式併合を併せて実施するものです。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類：普通株式

②併合の方法および割合：平成29年4月1日をもって、同年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

[普通株式]

株式併合前の発行済株式総数(平成28年9月30日現在)	13,282,197株
併合により減少する株式数	11,953,978株
併合後の発行済株式総数	1,328,219株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|----------|
| ①1株当たり純資産額 | △ 27円 9銭 |
| ②1株当たり当期純損失 | △423円44銭 |